

箱根町立小・中学校統廃合準備委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、箱根町立小・中学校統廃合準備委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 箱根町立小・中学校の統廃合を推進するために必要な諸事項及び基本的問題等について、検討及び調整するため、委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、おおむね次に掲げる事項とする。

- (1) 学校運営及び教育計画に関する事項
- (2) 設備及び備品に関する事項
- (3) 通学方法に関する事項
- (4) 校則に関する事項
- (5) 学校給食に関する事項
- (6) P T A組織運営に関する事項
- (7) 校歌、校章及び校旗等に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、統廃合の推進に関し必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長には教育長を、副委員長には教育次長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の会務を総括し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(検討部会)

第5条 委員会に、第3条に規定する所掌事務の細部について検討及び調整するため、検討部会を置くことができる。

(会議の招集等)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、施行日から、その目的を達成したときまでとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長がその都度会議に諮って、定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月12日から施行する。

別表（第4条関係）

委員長	教育長
副委員長	教育次長
構成員（町）	学校教育課長
構成員（部会）	学校運営・教育計画検討部会代表 設備・備品調整検討部会代表 通学 方法検討部会代表 校則検討部会代表 学校給食検討部会代表 PTA 組織運営検討部会代表 校歌・校章・校旗等検討部会代表
構成員（その他）	教育委員